

「快報 風険消息」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌「中国風険消息」の速報版です。

2015年9月1日

中国食品安全法の改正について

中国の食品安全法が2015年4月24日に改正され、同年10月1日付で施行される。2009年6月施行後の初の改定であり、改正内容も多岐に亘っている。

改正法施行を1か月後に控え、本稿では、今次改正のうち主として企業に関する改正内容を中心に整理するとともに、改正法を踏まえた対策のポイントを概説する。

1. はじめに

本年10月1日付で「中華人民共和国食品安全法」が改正・施行される。

中国では過去に有害物質入りギョーザ事件やメラミン混入粉ミルク事件など、食品安全にかかわる大規模な事件・事故が頻発している。このため食品の安全性確保を通じて市民の健康と生命の安全を保障することを目的として、2009年6月に従来の「食品衛生法」を廃止の上、同法が施行された。しかしながら、同法の施行以降も食の安全を巡る事件・事故は後を絶たないことから、事態を重くみた党・政府が施行から6年という異例の早さで大幅改正に踏み切ったものである。

2. 食品安全法の主な改正内容

改正食品安全法は全10章・154条から成っており、現行法（全10章・104条）から条文数が大幅に増えている。改正点は多岐にわたるが、主に企業に関する改正は以下の通りである。

(1) 食品添加物・特殊食品分野に関する規制の強化

食品の製造・販売のみならず食品添加物の製造についても許可制にすることを明記するとともに、添加物の安全性を確認するためにリスク評価証明を行うことが義務付けられた(第36条～第39条)。また特殊食品分野について従来は保健食品に関する1条文しか存在しなかったのを、改正法では「保健食品」、「特殊医学用途配合食品」、「乳幼児配合食品」の3種類を特殊食品分野と定義づけた上で、条文数も10に増やし、それぞれ厳格な安全管理を実施するよう定めている(第74条～第83条)。

(2) 企業における安全管理体制の強化

現行法においても、食品を扱う企業に対して安全管理体制の構築・運用を詳細に定めているが、改正法ではさらに下記の点が追加されている。

① トレーサビリティシステムの構築

国は食品安全の全行程にかかわるトレーサビリティ（追跡可能性）制度を構築するとともに、企業はこれを踏まえて社内にトレーサビリティシステムを整備し、トレーサビリティの可能性を保証しなければならない（第 42 条）。

② 食品安全に関する自己審査制度の確立

企業は食品安全に関する自己審査制度を確立し、定期的に食品の安全性確保に関する状況を評価しなければならない（第 47 条）。

③ 記録の保存期間

現行法では原料の入荷や製品の出荷に関する記録の保存期間を一律に 2 年以上としているが、改正法では、製品の品質保証期間が明確な場合は入荷・出荷ともに保証期間終了後 6 カ月以上（品質保証期間が明確でない場合は 2 年以上）とすることができる（第 50 条、第 51 条）。

④ リコールに関する当局への報告

企業が食品のリコールを実施する場合、リコールの開始および処理状況を県級政府の食品医薬品監督管理部門へ報告しなければならない。また回収製品の焼却や無害化処理を行う場合は事前に日時と場所を同部門へ報告しなければならない（第 63 条）。

（3）法的責任の厳格化

現行法のもとでも、すでに懲罰賠償を明文化するなど厳格な法的責任を企業に科しているが、今次改正では企業に対する法的責任の内容がより一層厳しくなっている。

① 刑事責任の追及

刑事責任の追及について現行法では明確になっていないが、改正法では「犯罪の事実があり、刑事責任を追及する必要がある場合は立件の上で捜査しなければならない」と明記された（第 121 条）。

② 罰金額の引き上げ

現行法では個々の違法行為に対し、行為の態様により定額、もしくは違法販売価値に対する所定の倍数を罰金として科すこととしているが、改正法ではこうした罰金の水準がいずれも数倍に引き上げられた。ちなみに定額罰金の最高額は事故発生を隠ぺいしたケースで、10 万円から 50 万円に増額されている（第 128 条）。

③ 消費者に対する賠償主体

消費者からの賠償請求に対しては、製造者・販売者を問わず、先に損害賠償請求を受けたものが主体的に対応し、他者への責任転嫁は不可な旨が明記された。自社以外に責任を負担すべきものがいれば事後に求償することが可能である（第 148 条）。

④懲罰賠償額の拡充

安全基準に適合しないことを知りながら製品を販売した場合の懲罰賠償につき、現行法では被害者が支払った代金の10倍とされていたが、改正法では「代金の10倍または損失の3倍」に拡充された（第148条）。

3. 対策のポイント

食品は消費者にとって最も身近な製品であり、改正法のアナウンスメント効果と相まって、中国においても、食品安全に対する消費者の意識が益々高まっていくことが想定される。また、最近の各種の法改正と同様、本法においても企業および個人に対する法的責任が厳しくなっており「史上最も厳しい食品安全法制」とも評されている。

今次改正で注目されるのは、食品を扱う企業にトレーサビリティシステムの整備を義務付けた点である。今後、中国においても諸外国と同様に食品トレーサビリティに関する制度が本格的に導入されていくことになるため、その動向を注視するとともに、原材料の入荷・製造・出荷の一連の行程において、トレーサビリティに必要な情報が適切に記録・保管され、利用可能な状態となっているかを今一度レビューしておくことが望まれる。

また、「製造者・販売者を問わず、先に損害賠償請求を受けたものが主体的に対応し、他者への責任転嫁は不可」とされたことから、食品を扱う全ての企業が消費者からの苦情や損害賠償請求に対し、主体的に対応できるようにしておくことが求められる。初期対応のみにとどまらず、原因究明、法的責任検討、示談交渉、訴訟対応、製品回収対応など、事故が発生した際の対応事項を洗い出し、適切に対応できるよう事故対応マニュアルなどを策定するとともに、社内で周知を図っておくことが大切となる。

以 上

執筆：インターリスク上海 董事・総経理 伊納 正宏

瑛得管理諮詢(上海)は、中国 上海に設立されたMS&ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

<お問い合わせ先>

瑛得管理諮詢(上海)有限公司（日本語表記：インターリスク上海）

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室

TEL:+86-(0)21-6841-0611(代表)